聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部における公的研究費の管理・監査に関する基本方針

平成 28 年 4 月 1 日
学　長　裁　定
令和 8 年 2 月 10 日改正

本学では、公的研究費について、不正使用を防止するため、公的研究費の適切な管理・監査の基本方針を定める。この基本方針は毎年度末には点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。また、年度初めには回覧等の方法で学内に周知することとする。

１．責任体系の明確化

公的研究費の不正使用及び不正行為の防止対策に関する取り組み及び責任体系を明確化し、毎年度末には点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。また、年度初めにはホームページ掲載などの方法で本学内外に公表する。

２．適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理手続きに関する職務権限やルールを明確化・統一化するとともに、コンプライアンス教育及び研究倫理教育並びに啓発活動を通じて教職員の意識向上を図る。コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画は、毎年度末には最高管理責任者に実施状況を報告し、点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。また、年度初めには回覧等の方法で学内に周知することとする。また告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程を整備し、運用を透明化する。

３．不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。不正防止計画は不正行為の防止対策のうち最上位のものとして位置づけ策定し、毎年度末には最高管理責任者に実施状況を報告し、点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。また、年度初めには回覧等の方法で学内に周知することとする。

４．研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、業者との癒着の発生を防止するとともに、適正に予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、研究費の適正な運営・管理を行う。

５．情報発信・共有化の推進

研究費の使用のルール等が適切に情報共有される体制を構築し、大学の取組について広く学外へ発信する。

６．モニタリングの在り方

研究費の不正使用防止のため、大学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。

以上